

令和 7 年度省エネ支援パッケージ

2025年11月

資源エネルギー庁 省エネルギー課

令和7年度補正予算案における省エネ支援パッケージ

事業者向け

1. 省エネ・非化石転換設備の導入支援

- 令和5年度補正から、省エネ・非化石転換設備更新に対して3年間で7,000億円規模の予算により、複数年の投資計画に切れ目なく支援することとしており、その最終年度として、以下取組みを強化して継続【675億円】（国庫債務負担行為含め総額2,450億円）
 - ① 設備単位型の強化（GXⅢ類型の創設：メーカー強化枠とトップ性能枠）
 - 省エネ効果の高い機器の更なる普及拡大に向けて、新たな類型（GXⅢ類型）を創設し、従来の支援水準を大きく上回る省エネ設備（トップ性能枠）等への支援を強化（補助率増加や新設への支援対象拡大等を措置）。
 - ② サプライチェーンでの連携強化
 - サプライチェーンの上流から下流の複数企業が協力して、それぞれの省エネ計画を作成し、一定の水準に達した場合に、当該計画に基づく設備更新を支援するなど、サプライチェーンでの取組みへの支援を強化。
 - ③ 水素対応設備の導入促進
 - 水素対応設備については、新設や改造も補助対象として加えるとともに、更新については更新前設備との併用を認める。

2. 省エネ診断

- 工場・事業場のエネルギー消費量等の見える化等を行い、改善提案を行う省エネ診断により、省エネの取組みを行う中小企業の裾野を広げる。引き続き、省エネ・地域パートナーシップにより地域の金融機関・省エネ支援機関と連携し、中小企業の省エネ診断の活用を促進するとともに、以下の取組みにより強化【33億円】
 - 改善提案の実現にむけて、ソリューションを提案できる企業とのマッチングプラットフォームを創設。

3. 省エネ住宅支援

- 住宅のヒートポンプ給湯機や家庭用燃料電池等の高効率給湯器の導入において、高性能な給湯器（昼間の余剰再エネ電気を活用できる機種やより性能の高い機種等）に対して集中的に支援【570億円】。
- また、設置スペース等の都合からヒートポンプ給湯機等の導入が難しい既存賃貸集合住宅向けに、小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）導入の支援を実施【35億円】。
- これらの措置を、住宅の省エネ効果の高い断熱窓への改修支援【1,125億円、環境省】、長期優良住宅・ZEH水準住宅の新築・住宅の省エネリフォーム等への支援【1,300億円、国交省】、ZEH水準を大きく上回る省エネ性能を有する住宅支援【750億円、環境省】と合わせて、3省連携でワンストップ対応で実施予定。

家庭向け

事業者向け

1. 省エネ・非化石転換設備導入促進に係る支援

- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、工場全体の省エネ（Ⅰ）、製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）、エネルギーマネジメントシステムの導入（Ⅳ）の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- 令和7年度補正より、GXⅢ類型を創設するとともに、サプライチェーンで連携した取組等への支援を強化する。

（Ⅰ） 工場・ 事業場型

- 工場・事業場全体で大幅な省エネを図る取組に対して補助
- 補助率：1/2（中小）1/3（大）等
- 補助上限額：15億円 等
- ※**サプライチェーン連携枠を創設**

【平釜】



【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用



- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、事業場全体の設備・設計を見直し。**3年で37.1%の省エネ**を実現予定。

（Ⅱ） 電化・ 脱炭素 燃転型

- 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助
- 補助率：1/2 等
- 補助上限額：3億円 等
- ※**水素対応設備への改造等を補助対象に追加**

【キューボラ式】※コークスを使用



【誘導加熱式】※電気を使用



（Ⅲ） 設備 単位型

- リストから選択する機器への更新を補助
- 補助率：1/3 等
- 補助上限額：1億円 等
- ※**トップ性能枠では、新設も対象に追加（GXⅢ類型創設）**

【業務用給湯器】



【高効率空調】



【産業用モータ】



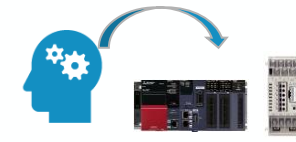
（Ⅳ） EMS型

- EMS（エネルギーマネジメントシステム）の導入を補助
- 補助率：1/2（中小）1/3（大）
- 補助上限額：1億円

【見える化システムによるロス検出】



【AIによる省エネ最適運転】



令和7年度補正の強化① GXⅢ類型の創設

- 光熱費等の高騰が進む中で、更なる省エネ対策を進めるためには、これまでの支援策に加えて、
①メーカーに対して、省エネ設備の普及拡大に向けた企業の成長へのコミットを促すとともに
②既存の省エネ水準を大きく超える設備の導入促進が重要であり、
GXⅢ類型を創設し、これらに取り組む企業への支援を強化する。

(GXⅢ類型：メーカー強化枠)

- 現行Ⅲ類型補助対象設備のうち、GX要件（次期GXリーグへの参加、企業の成長（例：コスト競争力の向上、海外市場の獲得）に対する今後の方針を定める等、詳細は今後発表）にコミットするメーカーが製造する設備については、これまでの予算枠（エネ特予算）とは別枠(GX予算)にて、上限額等を増額した上で、支援を行うこととする。

※従来のⅢ類型に登録された設備は令和7年度補正予算額（エネ特）100億円を活用して公募・採択を実施。GXⅢ類型（メーカー強化枠）に登録された設備については、令和7年度補正予算額（GX予算）550億円の一部（250億円程度を想定）を活用して、公募・採択を実施。

(GXⅢ類型：トップ性能枠)

- 従来支援対象としてきた省エネ水準を大きく超える省エネ性能を有する設備については、①設備更新における補助率を強化するとともに、②これまで支援対象ではなかった新設についても補助対象とする。
- なお、GXⅢ類型（トップ性能枠）の対象は、第三者委員会（執行団体が設置）の意見も確認の上で対象設備を決めることとし、例えば、「高い省エネ性能及び波及効果（省エネ導入ポテンシャル）が期待され」、かつ、「普及が初期の段階（普及率が低い）」であり、今後導入を加速すべき設備であることといった視点で選定する。なお、普及率に係る情報を入手するため、Ⅲ類型の指定設備の登録時にメーカーは販売情報を提出することとする。

GXⅢ類型（メーカー強化枠）の対象設備となるための登録を行うメーカーの要件

- ・ 現在、経済産業省において、GXリーグにおけるサプライチェーンでの取組のあり方に関する研究会において、GXリーグの見直し（次期GXリーグ）の検討が行われており、参画企業に求めるコミットメントの内容について検討が進んでいるところ。（令和7年度内とりまとめ予定）
- ・ GXⅢ類型（メーカー強化枠）の対象設備となるための登録を行うメーカーの要件については、当該コミットをベースとしつつ、次期GXリーグに不参加の企業については、相当の取組みを求めること、といった内容を求める予定。
- ・ また、次期GXリーグへの参加等に加えて、企業の成長に係る今後の方針（例：コスト競争力の向上、海外市場の獲得）の策定及び取組み状況に係る報告（販売数・売上高、対象設備の価格、市場占有率、関連投資額、海外展開状況等）について求めることを想定。

※報告については、年度末に1回、3年間程度求めることを想定。

※要件の詳細については、今後変更の可能性があります、公募時に詳細は公表する。

GXⅢ類型の創設について

事業区分		GX予算		工ネ特	
		GXⅢ類型（GX設備単位型）		現行Ⅲ型	
		トップ性能枠	メーカー強化枠	（設備単位型）	
補助対象 設備		以下の要件（案）を全て満たす設備。 ①「<u>大きな省エネ性能及び波及効果（省エネ導入ポテンシャル）が期待され</u>」、かつ、「<u>普及が初期の段階（普及率が低い）</u>」であると第三者委員会が認めた設備 ②GX要件（※1）を満たしたメーカーが製造する設備。 （※3）		現行Ⅲ型補助対象設備のうちGX要件（※1）を満たしたメーカーが製造する設備 （※3）	省エネ効果の高い特定の設備
新設/更新		新設・更新		更新	
補助率	中小企業	新設 1／5	更新 1／2	1／3	1／3
	大企業				
補助金限度額		3億円		3億円	1億円
補助対象 経費	中小企業	設備費			設備費（※2）
	大企業				

※1：メーカーに対するGX要件は①次期GXリーグへの参加、②企業の成長（例：コスト競争力の向上、海外市場の獲得）につながる今後の方針の策定等、③必要な人材の確保に向けた取組（例：継続的な賃上げ）を進めること、を課すことを想定。

※2：Ⅲ類型にインバーターの具備も補助対象にする。

※3：設備更新を行うユーザー側にはGX要件へのコミットは求めない。

※詳細については、今後変更の可能性があります、公募時に詳細は公表する。

令和7年度補正の強化② サプライチェーン連携による省エネ

- 欧州を中心とした脱炭素要請等を背景に、サプライヤーとの脱炭素に向けた連携強化に向けた動きが加速しつつある。
- 中小企業が行える脱炭素の取組は、①太陽光発電の導入か、②省エネが中心であり、今後、例えば、下流の大企業が上流の中小企業に知見等を共有するなど、サプライチェーン連携による具体的な省エネ対策の実施が期待される。

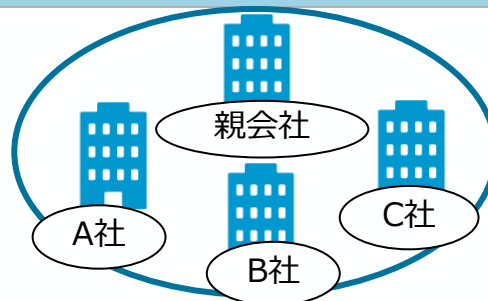
<サプライチェーンにおける省エネ連携イメージ>

フェーズ1：意識醸成 (サミットの開催等)



省エネ・脱炭素の重要性を、
サプライヤー全体で認識共有。
脱炭素に向けた意識を醸成。

フェーズ2：チームアップ (取組み計画の作成等)



少数グループによる勉強会等を開催し、
それぞれの取組計画を作成するなど、
具体的なアクションに向けて準備

フェーズ3：改善の実行 (省エネ・非化石転換設備更新・運用改善等)



計画等に従って、
設備更新・運用改善を実現

<国の支援①（検討中）>

- 意識醸成・チームアップに向けた取組みをサポート

<国の支援②（補正予算で措置）>

- それぞれが作成した省エネ計画に基づく設備更新を支援

サプライチェーン枠の創設について

		GX予算			
事業区分		I 型（工場・事業場型）			
		先進枠	一般枠	中小企業 投資促進枠	サプライチェーン（SC） 連携枠
補助対象設備		先進性が認められた設備	オーダーメイド設備又はⅢ型指定設備の組み合わせ※設備単位で省エネ効果をみtas		
申請要件		変更なし	変更なし	変更なし	<SC連携事業の申請要件> 以下の全てを満たす者 ①SC上の4者以上で申請 ②GX要件へのコミット
省エネ要件	工場・事業場単位	・以下のいずれかをクリア ①省エネ率＋非化石率 30%以上 ②省エネ量＋非化石量 1,000kl以上 ③原単位改善率 15%以上	・以下のいずれかをクリア ①省エネ率＋非化石率 10%以上 ②省エネ量＋非化石量 700kl以上 ③原単位改善率7%以上	・以下のいずれかをクリア ①省エネ率＋非化石率：7%以上 ②省エネ量＋非化石量：500kl以上 ③原単位改善率：5%以上 ・上記に加えて、省エネ目標・計画の作成・公表（目標は一般枠の効果）	・省エネ率＋非化石率： <u>1者あたり 5%以上</u> ・上記に加えて、省エネ目標・計画の作成・公表（目標は一般枠の効果） ※補助金交付を受けない幹事企業は含めない
	設備単位	－	オーダーメイド設備を含め設備単位で10%以上		
新設/更新		更新	更新		
補助率	中小企業	更新 2／3	1／2	1／2	1／2
	大企業	更新 1／2	1／3	対象外	1／3
補助金限度額		単年度：15億円（20億円） 複数年度：30億円（40億円） 連携事業：30億円（40億円）	単年度：15億円（20億円） 複数年度：20億円（30億円） 連携事業：30億円（40億円）		単年度：15億円（20億円） 複数年度：20億円（30億円）
補助対象経費	中小企業	設計費・設備費・工事費			
	大企業				

※詳細については、今後変更の可能性があります、公募時に詳細は公表する。

令和7年度補正の強化③ 水素対応設備等への支援強化

- 一部メーカーにおいて、追加的なカスタマイズで水素対応に変更できる都市ガス設備など将来的に水素に対応できる設備（水素Ready設備）や導入時点で水素を使用できる設備（以下「水素対応設備」という。）の導入が開始している。

※ 水素対応へのカスタマイズに必要な設備は①混合設備、②水素圧縮機、③脱硝設備等。

- 水素対応設備は試験的に導入するケースやエネルギー情勢を踏まえた燃料転換を念頭に置いた運用が想定されるため、新設や更新時の併用、改造についても支援が必要。

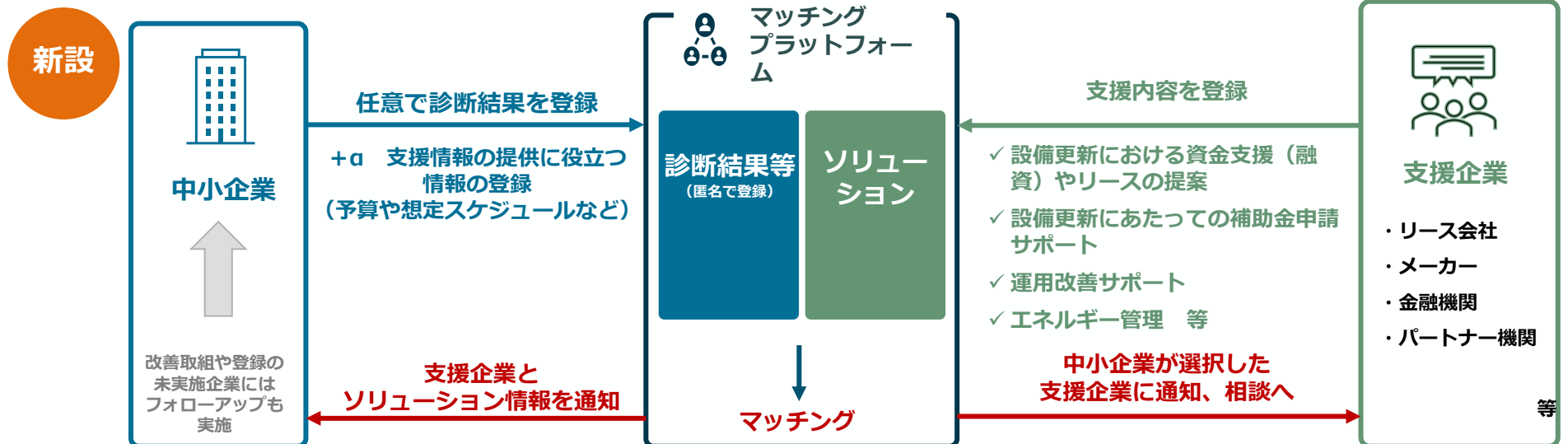
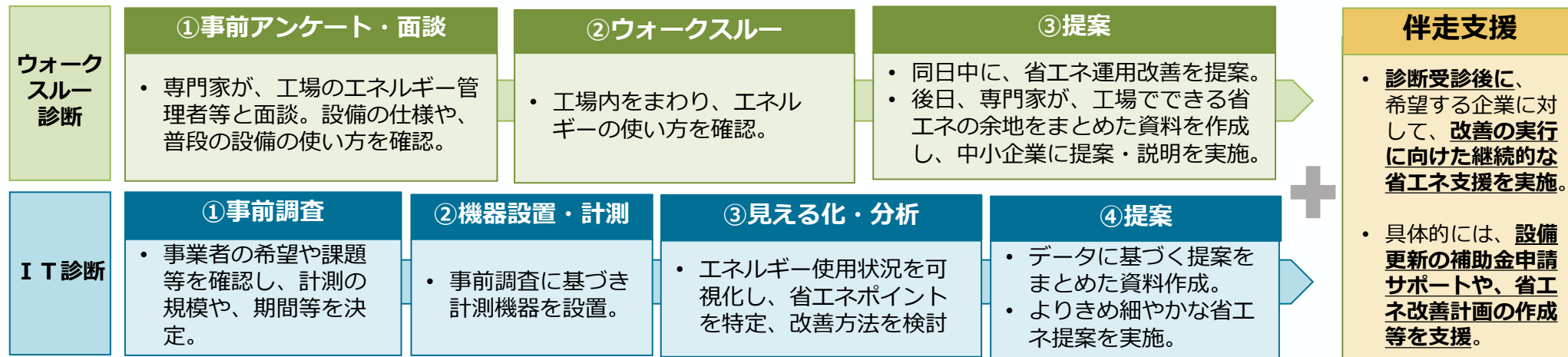
事業区分		GX予算
		Ⅱ型 (電化・脱炭素燃転型)
補助対象設備		- 電化及びより低炭素な燃料への転換が伴う設備 - 電化及びより低炭素な燃料への転換に伴う、水素対応への改造にかかる費用を補助（付随して設置する設備費・工事費を含む。） 水素対応設備の新設や併用を認める 水素対応設備については10%以上の混焼率で実稼働させること
新設/更新		新設・更新
補助率	中小企業	1／5（新設）、1／2（更新・改造）
	大企業	
補助金限度額		3億円 (電化の場合5億円)
補助対象経費	中小企業	設備費・工事費
	大企業	設備費・ 工事費 ※水素対応のための改造に限り工事費を含む

※詳細については、今後変更の可能性があります、公募時に詳細は公表する。

事業者向け

2. 省エネ診断に係る支援

「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いことから、専門家による省エネ診断への支援を実施。R7年度補正では、**改善提案の実現に向けて、ソリューションを提供する企業とのマッチングプラットフォームを創設。**加えて、**進捗状況のフォローアップを強化（取組が進んでない企業に対しては伴走支援を紹介など）。**



家庭向け

3. 省エネ住宅支援

住宅省エネキャンペーンにおける3省連携(新築・リフォーム)

令和7年度補正予算案	
・先進的窓リノベ2026事業（環境省）	1,125億円
・給湯省エネ2026事業（経済産業省）	570億円
・賃貸集合給湯省エネ2026事業（経済産業省）	35億円
・みらいエコ住宅2026事業（国土交通省・環境省）	2,050億円

目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上に資する措置や高効率給湯器の導入など、新築住宅の省エネ化や、既存住宅の省エネリフォームへの支援を強化することが必要。

➡ 国土交通省、経済産業省及び環境省は、3省の連携により、「省エネ住宅の新築を支援する補助制度」、「既存住宅の省エネリフォームを支援する補助制度」のそれぞれについて、各事業を組み合わせることで併用を可能とする。

対象

みらいエコ住宅2026事業

対象世帯	対象住宅	補助額 ()は1～4地域
すべての世帯	GX志向型住宅	110万円/戸（125万円/戸）
子育て世帯等※	長期優良住宅	最大95万円/戸（100万円/戸）
	ZEH水準住宅	最大55万円/戸（60万円/戸）

※「18歳未満の子を有する世帯(子育て世帯)」又は「夫婦のいずれかが39歳以下の世帯(若者夫婦世帯)」

蓄電池を設置する場合の補助事業	補助概要	補助率
DR※1に対応したリソース導入 拡大支援事業(仮)※2	DRに活用可能な家庭用等 蓄電システムの導入を支援	3/10

+

※1ダイヤモンド・リスパンスの略称。電力需要を制御することで、電力需給バランスを調整する仕組み。
※2別途申請の必要有。蓄電システムに係る契約または受発注及び支払いは交付決定前の着手不可。

+

既存住宅の省エネリフォームにおける3省連携

○以下の各事業を組み合わせる場合には、ワンストップの一括申請の実施を予定している。

工事内容			補助対象	補助額
①省エネ改修	1)高断熱窓の設置	先進的窓リノベ2026事業	高性能の断熱窓	最大100万円/戸
	2)給湯器	高効率給湯器の設置	給湯省エネ2026事業	最大17万円/台
		既存賃貸集合住宅におけるエコジョーズ等取替	賃貸集合給湯省エネ2026事業	最大10万円/台
	3)開口部・躯体等の省エネ改修工事	みらいエコ住宅2026事業	既存住宅の省エネ改修	最大100万円/戸
②その他のリフォーム工事※			住宅の子育て対応改修など	

※ 省エネ改修とあわせて行うリフォーム工事に限る。

高効率給湯器の導入支援の概要

【令和7年度補正予算案額 570億円】

- 家庭での最大のエネルギー消費源である給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行い、その普及拡大を図ることで、家庭部門におけるエネルギー消費量の削減に貢献する。
- 令和7年度補正では、一定程度の普及が進んできたことを踏まえ、①補助額を引き下げつつ、更なる支援台数の増加・加速を目指すとともに、②要件を見直し、高機能製品（DR機能の具備など）へのシフトを目指す。

	ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	ハイブリッド給湯機	家庭用燃料電池 (エネファーム)
エネルギー源	電気	電気・ガス	ガス
価格 (機器・工事費)	55万円程度	57万円程度	139万円程度
主な補助額	10万円/台程度	12万円/台程度	17万円/台程度
商品イメージ	 出所：三菱電機	 出所：リンナイ	 出所：アイシン
追加措置	蓄熱暖房機*1、電気温水器を撤去する場合		
	+ 4 万円（蓄熱暖房機） + 2 万円（電気温水器）		

*1:蓄熱レンガを電気で温め、
放熱することで部屋を暖める器具。

令和7年度補正予算・変更点について

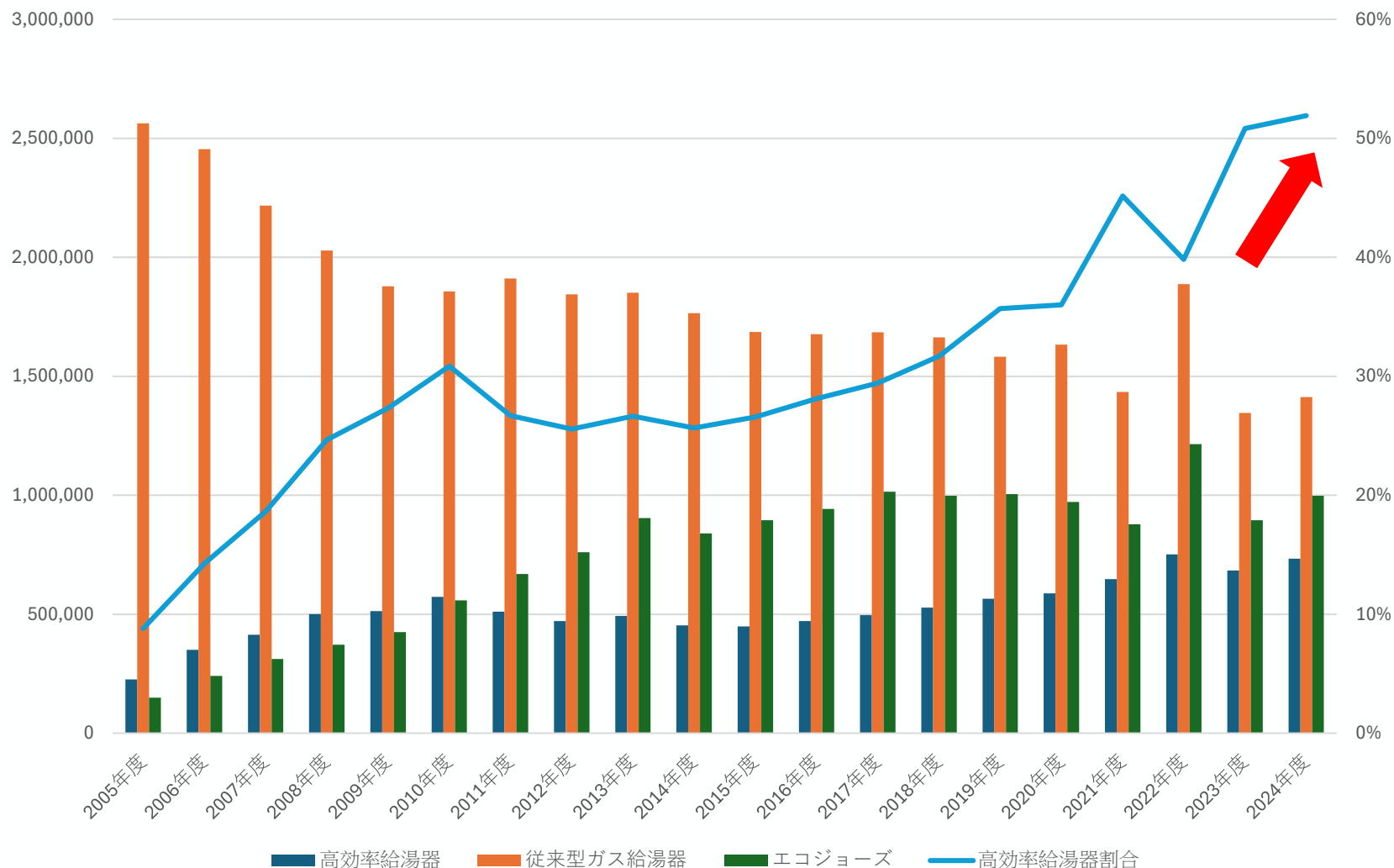
- 令和7年度補正予算においては、補助額を引き下げ、支援台数を増加させることで、導入の加速を目指す。
- また、より高機能製品（「DR機能等を具備した機器（A要件、C要件）」や「更に省エネ性能の高い機器（A+B要件）」へのシフトを目指す。

エコキュート	基礎要件	6万円/台		新基礎要件 (A要件)	7万円/台
	A要件	10万円/台			
	B要件	12万円/台			
	A+B要件	13万円/台		上位要件 (A+B要件)	10万円/台
ハイブリッド 給湯機	基礎要件	8万円/台		新基礎要件 (A要件)	10万円/台
	A要件	13万円/台			
	B要件	13万円/台			
	A+B要件	15万円/台		上位要件 (A+B要件)	12万円/台
ファーム	基礎要件	16万円/台			
	C要件	20万円/台		新基礎要件 (C要件)	17万円/台
加算 撤去	電気蓄熱暖房機	8万円/台		電気蓄熱暖房機	4万円/台
	電気温水器	4万円/台		電気温水器	2万円/台

※各高効率給湯器は省エネ法に基づくトップランナー制度における省エネ基準を満たすもの等に限る
 新A要件：インターネットに接続可能で、昼間の余剰再エネ電気を活用できる機種、または、おひさまエコキュート
 新B要件：補助要件下限の機種と比べて、5%以上CO2排出量が少なく、より省エネ性能の高い機種
 新C要件：ネットワークに接続可能で、停電が予想される場合に、稼働を停止しない機能を有する機種

(参考) 高効率給湯器導入支援事業の効果

補助事業が創設された2022年度以降、高効率給湯器（エコジョーズ除く）の、従来型ガス給湯器に対する年間出荷台数の割合は上昇傾向。補助金の支援も活用して普及が加速。



既存賃貸集合住宅の省エネ化支援の概要

【令和7年度補正予算案額35億円】

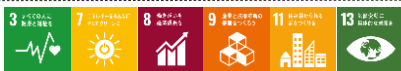
- 家庭で最大のエネルギー消費源である給湯分野について、小型の省エネ型給湯器の導入支援を行うことで、家庭部門におけるエネルギー消費量の削減に貢献する。
- 既存賃貸集合住宅においては、オーナーテナント問題（機器導入コスト負担者はオーナーだが、光熱費削減効果の享受者は借主であり、省エネ設備への更新が進みにくいこと）や、設置スペースの制約（住戸面積が小さいため、エコキュート等の高効率給湯器の導入が困難であること）などから、賃貸集合住宅に限り、潜熱回収型給湯器（エコジョーズ等の小型の省エネ型給湯器）の導入を支援する。

	エコジョーズ／エコフィール （潜熱回収型給湯器）
エネルギー源	都市ガス／L P／石油
特徴	従来型のガス給湯器では捨てられていた排気ガスの熱を再利用 することで、より少ないガスの燃焼でお湯を沸き上げるもの。
価格 （機器・工事費）	20～40万円程度
補助額	追い焚き機能なし：5万円/台 ※ 追い焚き機能あり：7万円/台 ※ ※ 工事内容によって追加の補助（+3万円）



出所：ノーリツ

断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和7年度補正予算(案) 112,500百万円】

くらし関連分野のGXを加速させるため、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

1. 事業目的

- ・2050年ネット・ゼロの実現や2030年度の温室効果ガス削減目標の達成に貢献するため、断熱性能の高い窓の導入を支援し、住宅の脱炭素化と「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に貢献する。
- ・先進的な断熱窓の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

2. 事業内容

住宅における熱の出入りの大半は窓等の開口部で発生しているにもかかわらず、日本の住宅の7割は単板ガラスの窓のみによって構成されていることから、窓の断熱改修による住宅の省エネ・省CO₂化のポテンシャルは大きい。

このため、本事業では、くらし関連分野のGXを加速させるため、既存住宅等における断熱窓への改修に対して補助を行う。

- ・補助額：工事内容に応じて定額
- ・対象：住宅及び一部の非住宅建築物における、窓（ガラス・サッシ）の断熱改修工事（内窓設置、外窓交換、ガラス交換）等
- ・要件：熱貫流率（Uw値）1.9以下など、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの、その他の要件※を満たすもの等

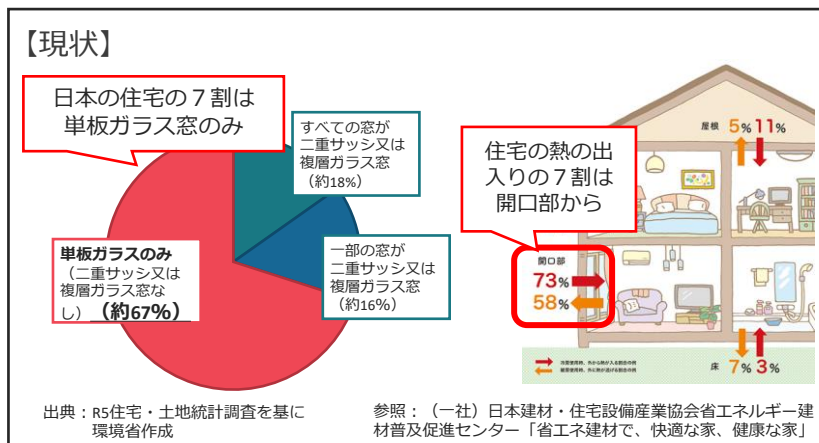
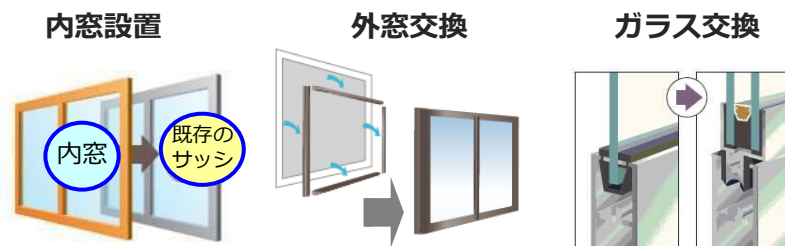
※要件の一例（企業の規模等による）

製造事業者が当事業の実施によって得られる収益の一部を基に自社の成長等を図っていくこと等についてコミットすること。

3. 事業スキーム

■事業形態	間接補助事業
■補助対象	住宅の所有者、民間事業者及び団体等
■実施期間	令和7年度

4. 補助事業対象の例



みらいエコ住宅2026事業(Me住宅2026)の概要

令和7年度補正予算案:2,050億円 ※GX経済移行債を含む。

1 制度の目的

○ 2050年カーボンニュートラルの実現に寄与する良質なストック形成を図るため、「ZEH水準住宅」や「長期優良住宅」の新築、特に高い省エネ性能等を有する「GX志向型住宅」の新築及び省エネ改修等への支援を実施し、物価高の影響を受けやすい住宅分野の省エネ投資の下支えを行う。

2 補助対象

▶ 補正予算案の閣議決定日(令和7年11月28日)以降に、工事着手したもの(新築の場合は基礎工事に着手、リフォームの場合はリフォーム工事に着手)に限る。

住宅※1,2の新築(注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅)

対象世帯	対象住宅	補助額 ()は1~4地域
すべての世帯	GX志向型住宅※3	110万円/戸 (125万円/戸)
子育て世帯 または 若者夫婦世帯	長期優良住宅※3,4	75万円/戸 (80万円/戸)
	古家の除却を行う場合※5	95万円/戸 (100万円/戸)
	ZEH水準住宅※3,4	35万円/戸 (40万円/戸)
	古家の除却を行う場合※5	55万円/戸 (60万円/戸)

各対象住宅の要件		GX志向型住宅※6	長期優良住宅・ZEH水準住宅
断熱性能		等級6以上	等級5以上
一次エネルギー消費量の削減率	再エネを除く	35%以上(一次エネ等級8)	20%以上(一次エネ等級6以上)
	再エネを含む	原則100%以上※7	
高度エネルギーマネジメント		HEMS※8の設置等	

※1: 対象となる住戸の床面積は50㎡以上240㎡以下とする。
※2: 以下の住宅は、原則対象外とする。
① 「土砂災害特別警戒区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」又は「地すべり防止区域」に立地する住宅
② 「立地適正化計画区域」内の居住誘導区域外かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1,000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅
③ 「市街化調整区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域)における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。」「に立地する住宅
④ 「市街化調整区域以外の区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域)における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。」「かつ「災害危険区域」に立地する住宅
※3: 「GX志向型住宅」は環境省において実施、「長期優良住宅」及び「ZEH水準住宅」は国土交通省において実施。
※4: 賃貸住宅の場合、子育て世帯等に配慮した安全性・防犯性を高めるための技術基準に適合することが必要。
※5: 住宅の新築にあわせ、建替前に居住していた住宅など建築主(その親族を含む)が所有する住宅を除却する場合。
※6: 建築事業者がGXの促進に対する協力について表明等(温室効果ガスの排出削減のための取組の実施、省エネ性能を満たす住宅の供給割合の増加など)することとする。
※7: 戸建住宅、共同住宅の別に応じて、基準値はそれぞれ下表のとおりとする。

【戸建住宅(立地)】			【共同住宅(階数)】		
右記以外の地域	寒冷地又は低日射地域	都市部狭小地等又は多雪地域	1~3	4・5	6以上
100%以上	75%以上	要件なし	75%以上	50%以上	要件なし

※8: 他の機器との接続が可能な規格に適合することが必要。(接続の是非は居住者の判断)

既存住宅※9のリフォーム※10

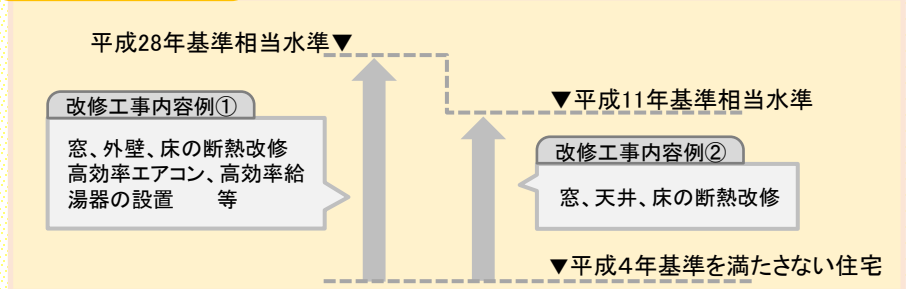
対象住宅※11	改修工事	補助上限額※12
平成4年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限: 100万円/戸
	平成11年基準相当に達する改修	上限: 50万円/戸
平成11年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限: 80万円/戸
	平成11年基準相当に達する改修	上限: 40万円/戸

補助対象工事

必須工事	開口部、外壁、屋根・天井又は床の断熱改修、エコ住宅設備の設置の組合せ※13
附帯工事※14	子育て対応改修、バリアフリー改修等

※9: 賃貸住宅や、買取再販事業者が扱う住宅も対象に含まれる。
※10: 「先進的窓リノベ事業」、「給湯省エネ事業」及び「賃貸給湯省エネ事業」(これらを総称して「連携事業」という。)とのワンストップ対応の実施を予定している。
※11: 「平成4年基準を満たさないもの」とは平成3年以前に建築された住宅など、「平成11年基準を満たさないもの」とは平成10年以前に建築された住宅などが該当する。
※12: 補助額はリフォーム工事の内容に応じて定める額を合算した額。
※13: 「リフォーム前の省エネ性能」と「リフォーム後の省エネ性能」に応じた改修部位や設備の組合せをあらかじめ指定・公表する。
※14: 補助対象となるのは必須工事を行う場合に限り。なお、連携事業は必須工事とみなす。

必須工事のパターン(例)





【令和7年度補正予算（案） 75,000百万円】

ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する新築住宅（脱炭素志向型住宅）の導入を支援します。

1. 事業目的

- 脱炭素志向型住宅の導入加速により、関連産業の産業競争力強化及び経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現し、くらし関連分野のGXを加速させる。
- 住宅の省エネ化を加速させ、エネルギー価格高騰から国民生活を守る。

2. 事業内容

家庭部門のCO2排出量削減を進め、くらし関連分野のGXの実現に向けて、2050年ストック平均でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す牽引役として、ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する住宅の早期普及を図るため、脱炭素志向型住宅（GX志向型住宅）の導入に対して支援を行う。

○対象（補助額）：新築戸建住宅※1、新築集合住宅※1

省エネ基準における地域区分1～4：125万円／戸、5～8：110万円／戸

※1：補正予算案の閣議決定日（令和7年11月28日）以降に、工事着手（基礎工事に着手）したものに限る。

○主な要件：① 断熱等性能等級6以上

- 一次エネルギー消費量削減率35%以上（省エネのみ）
- 一次エネルギー消費量削減率100%以上（再生エネ等含む）※2
- 高度エネルギーマネジメント（HEMS等）
- 建築事業者がGXの促進に対する協力について表明等すること※3 など

※2：右の表を参照

※3：温室効果ガスの排出削減のための取組の実施、省エネ性能を満たす住宅の供給割合の増加など

注）以下の住宅は、原則対象外とする。

- 「土砂災害特別警戒区域」又は「急傾斜地崩壊危険区域」又は「地すべり防止区域」に立地する住宅
- 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域）内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1,000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅
- 「市街地調整区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。）」に立地する住宅
- 「市街地調整区域以外の区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。）」かつ「災害危険区域」に立地する住宅

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度

4. 補助要件(詳細)・補助対象の例

＜補助要件(詳細)＞

住宅の種別 (形態・立地を含む)	断熱 性能	一次エネ消費量削減率		その他要件
		省エネのみ	再生エネ含む	
戸建	等級6 以上	下記以外の地域	100%以上	・ 高度エネルギーマネジメント（HEMS等）の導入 ※他の機器との接続が可能な規格に適合することが必要 (接続の是非は居住者の判断)
		寒冷地又は低日射地域	75%以上	
		都市部狭小地等又は多雪地域	—	
集合	等級6 以上	1～3層	75%以上	
		4・5層	50%以上	
		6層以上	—	

＜補助対象の例＞

